

令和4年神審第10号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月27日05時00分

和歌山県和歌山下津港和歌山第2区

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 4.4トン

登録長 7.76メートル

幅 2.65メートル

深 さ 1.74メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 220キロワット

船舶番号 235-53802和歌山

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方にキャビンを配し、キャビン前部右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備されたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年10月27日04時50分和歌山下津港和歌山第2区のマリーナを発し、和歌山県友ヶ島周辺の釣り場に向かった。

ところで、和歌山下津港和歌山第2区は、西方に開き、紀の川が注ぎ、同川に架けられた紀の川河口大橋から約900メートル西方に、左岸から約40メートル隔てたところを起点として、消波ブロックで積み上げた長さ156メートルの一文字防波堤が北西方に築造され、AのGPSプロッターには同防波堤が表示されており、a受審人は、紀の川を多数回航行していたことから、一文字防波堤の存在を知っていた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させないまま、舵輪後方の操縦席に座って操船に当たり、キャビンの船首方の窓が曇ってきたため、同乗者の1人に結露の拭き取りを依頼し、自身は左舷後方の同乗者と会話をしながら、紀の川河口に向かって西行した。

a受審人は、紀の川河口大橋に差し掛かり、04時56分半和歌山青岸北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から060度（真方位、以下同じ。）1,780メートルの地点で、針路を246度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操

舵によって進行した。

a 受審人は、04時58分北防波堤灯台から058度1,420メートルの地点に達したとき、一文字防波堤が正船首500メートルのところとなり、その後同防波堤に向首接近する状況であったが、同乗者との会話に気をとられ、GPSプロッターを作動させて、一文字防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、一文字防波堤に向首続航し、05時00分北防波堤灯台から054度920メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同防波堤に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、和歌山下津港和歌山第2区において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、一文字防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、和歌山下津港和歌山第2区において、釣り場に向けて航行する場合、一文字防波堤に向首接近することのないよう、GPSプロッターを作動させて、同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、同乗者との会話に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、一文字防波堤に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 2 日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 池 田 博 美

審判官 下 條 正 昭

審判官 前 田 昭 広